

千葉県告示第177号

道路の区域の変更

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更します。

その関係図面は、千葉県建設局土木部路政課において、平成31年3月6日から2週間一般の縦覧に供します。

平成31年3月6日

千葉市長 熊谷俊人

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線名及び道路の区域

路線名	変更の区間	変更の 前後別	敷地の幅員 (m)	延長 (m)
誉田町251号線	緑区誉田町二丁目17番49から 緑区誉田町二丁目16番559まで	前	6.00 ～6.00	142.5
	緑区誉田町二丁目17番49から 緑区誉田町二丁目16番227まで	後	4.01 ～6.00	246.6